

医療費のお知らせの取り扱いについて

富士通ゼネラル健康保険組合
加入者各位

「医療費のお知らせ」の取り扱いについて

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはいけ
ないとされていますが、加入者本人にとって利益となるもの、また事業者側の負担が膨大であ
るうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものにつ
いては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいとされています。

当健保組合においては、医療費通知を世帯分まとめて被保険者に通知していることから第三
者提供に該当し、本人の同意があらかじめ必要となりますが、厚生労働省のガイドラインに沿
って包括的な同意をいただいたものとして従来通り発行させていただくこととしました。

なお、上記の件につきましては、被保険者本人だけでなく被扶養者家族の方の同意を要する事項
となります。同意されない方につきましては当健保までお申し出ください。

富士通ゼネラル健康保険組合